

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(令和4年度)

住 所 東大阪市長栄寺19番17号

事業者名 近鉄バス株式会社
代表者名 取締役社長 渡壁 伊智郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを26台導入する。（2020～2022年度）	ノンステップバスを9台導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新車購入	・基準に適合している新車を導入する。 ・高速バス、リムジンバスについては基準適用除外認定を受ける。	計画どおり実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子ご利用のお客様の介助	車椅子をご利用のお客様が実施する際は必要に応じて運転士によるサポートを実施する。	必要に応じて都度対応している。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の充実	・車両更新に併せ車内の行先表示器を大型モニタに更新する。 ・駅構内、ターミナル等に行先、時刻表を案内するデジタルサイネージを設置し、安心して利用できる環境を整備する。	大県液晶モニタ9台更新 駅構内にサイネージ設置未実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員等への研修実施	乗務員を対処として、高齢のお客様や障害を持つお客様への接遇に関する研修及び高齢者疑似体験を実施する。	計画どおり実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス利用方法の案内	・ホームページでバスの乗り方を案内する。 ・バス車内での事故を啓発するポスターを掲示する。	計画どおり実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・関係自治体での地域公共交通会議等へ参加し、移動円滑化の推進に協力した。
- ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用した。

(3) 報告書の公表方法

ホームページで公表

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

総車両数	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数			
		ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	計	その他の車両数	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの	計	基準適用除外認定車両数
前年度車両数	315	247	162	74	11	3	8	68	68
うちスロープ板を備えたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うちリフトを備えたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を開始した車両数	9	9	9	0	0	0	0	0	0
うちスロープ板を備えたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うちリフトを備えたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	7	4	3	4	2	4	1	1	0
うちスロープ板を備えたもの	1	1	1	1	1	1	1	1	0
うちリフトを備えたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車両数	317	252	168	73	9	2	7	67	67
うちスロープ板を備えたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うちリフトを備えたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。